

千葉県告示第44号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年1月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

| 路線名          | 供用開始区間                           | 供用開始期日    |
|--------------|----------------------------------|-----------|
| 市道<br>原町75号線 | 若葉区東寺山町1078番5から<br>若葉区原町926番16まで | 令和3年1月27日 |